

甲府市農業委員会 3 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 3 月 2 8 日（木） 午後 3 時 1 5 分～午後 4 時 4 5 分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（18 名）

会長・柿嶋 敦 会長職務代理者・山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直	3 番 土屋 三千雄	4 番 宮川 俊一	5 番 興水 辰次
6 番 芦沢 喜嗣	7 番 小松 芳彦	8 番 越石 和昭	9 番 亀井 智
10 番 關野 登	11 番 佐々木 茂隆	12 番 西名 武洋	13 番 渡邊 元二
14 番 野澤 洋子	15 番 長田 正実	16 番 菊島 建	

【農地利用最適化推進委員】

1 番 山本 俊一	2 番 二宮 茂徳	4 番 石橋 晴夫	5 番 中澤 千尋
6 番 萩原 滋	7 番 杉原 正芳	8 番 小林 正人	9 番 鷹野 一郎
10 番 大森 由彦	11 番 佐野 満	12 番 萩原 哲也	13 番 向山 茂美
14 番 後藤 良仁	15 番 米山 英樹	16 番 飯寄 忠芳	17 番 長田 通夫
18 番 志田 健			

4. 欠席委員

【農業委員】（1 名）

2 番 落合 洋子

【農地利用最適化推進委員】

3 番 若尾 忠昭

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長	山本 伸二
農地係 係 長	清野 隆彦
係 長	中村 勝
主 任	古屋 雅貴
振興係 係 長	牧野 公治

6. 議 案

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号	令和 6 年 4 月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第 5 号	令和 6 年度甲府市農業委員会活動基本目標
議案第 6 号	令和 6 年度甲府市農業委員会年間事業計画
議案第 7 号	甲府市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
議案第 8 号	令和 6 年度最適化活動の目標

報告案件

報告第 1 号	山梨県農業会議への諮問結果について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号	農地法第 4 条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第 4 号	農地法第 5 条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第 5 号	耕作土搬入届出について
報告第 6 号	農用地利用集積計画の解約について
報告第 7 号	令和 6 年度農業委員会定例総会・農地調査日程

午後 3 時 1 5 分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和 6 年 3 月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数 1 9 名中、1 8 名が出席し、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会、会議規則により会長が議長を務め、会議を進めて参ります。

○議長（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会 3 月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、3 月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、本日は 15 番の長田 正実委員と 16 番の菊島 建委員のお 2 人をお願いいたします。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けております。

それでは議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法第 3 条につきましては、農地を耕作する目的で農地のまま、売買や、贈与により、所有権を移転するものであります。今月は、6 件ございます。

議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの 3 条 NO. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の周辺は、農地、宅地、河川となっております。

譲受人は、現在、〇〇で営農しておりますが、甲府市内で営農を考えていたところ、譲渡し人が、申請地と申請地に〇〇する〇〇の処分を考えていたことから、この度、譲受け人が、申請地と〇〇を取得し、営農したいとのことであります。

譲受け人の現在の経営面積は、〇〇ではありますが〇㎡であり、取得後は〇㎡となり、申請地には、〇〇などを栽培する計画であります。

続きまして、議案書 2 番、地図は 2 ページの 3 条 NO. 2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面、北面は宅地、西面は道路となっております。

譲受け人は、譲渡し人の〇〇であり、譲渡し人の〇〇が耕作できなくなったことから、申請地を取得し、営農したいとのことであります。

申請地には〇〇を栽培する計画であります。

続きまして、議案書 2 ページの 3 番、地図は 3 ページの 3 条 NO. 3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面は農地、西面は水路及び道路、北面は道路となっております。

譲受け人は、譲渡し人の〇〇であり、今まで〇〇が草刈りなどをして申請地を管理していましたが、今回、申請地を〇〇し、農業経営を行っていききたいとのことであります。

申請地には「〇〇」を栽培する計画であります。

続きまして、議案書 4 番、地図は 4 ページの 3 条 NO. 4、NO. 5 をご覧ください。

地図は、向かって右上の申請地、NO. 4 が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は〇〇及び〇〇、西面、南面は〇〇、北面は一級河川となっております。

譲受け人は、申請〇側〇〇に居住しており、申請地周辺の農地で耕作しておりますが、譲渡し人が、農地の処分を考えていたことから、申請地を取得し、農業経営を拡大したいとのことであります。

譲受け人の現在の経営面積は〇㎡ではありますが、取得後は〇㎡となり、申請地には〇〇を栽培する計画であります。

続きまして、議案書 5 番、地図は今見ていただいております、向かって左下の申請地 NO. 5 が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は甲府市道、西面は農地及び宅地、南面は農地及び墓地、北面は農地となっております。

譲受け人は、譲渡し人の〇であり、今まで〇が草刈りなどをして、申請地を管理していましたが、今回、申請地を〇〇からの〇〇により〇〇したいとのことであります。

なお、譲受け人は、現在、〇〇に居住しておりますが、実家が申請地の〇〇にあり、将来的には〇〇に居住し、農業経営を行っていきたいとのことであります。

申請地には、〇〇を栽培する計画であります。

続きまして、議案書 3 ページの 6 番、地図は 5 ページの 3 条 NO. 6 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、北面は農地、西面は宅地、南面は水路及び宅地となっております。

譲受け人は、譲渡し人の〇〇であり、申請地は現在、譲受け人の〇〇と、譲渡し人の〇〇の〇分の〇ずつの共有持ち分となっており、今まで〇〇が、〇〇を行っておりますが、今回、「〇〇」の持分の〇分の〇分を、〇〇に〇〇したいとのことであります。

譲受け人の経営面積は〇㎡であり、申請地は引き続き〇〇を行っていく計画であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をしてまいります。

つぎに、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法 4 条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地を農地以外に転用するものでございます。

今月は 1 件ございます。

議案書 4 ページの 1 番、地図は 6 ページの 4 条 NO.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、西面、南面は〇〇、北面は甲府市道となっており、農地区分は第 3 種農地と判断いたしました。

申請人は、申請地〇側に居住しており、申請地を〇側の〇〇に〇〇として貸したいとのことですが、〇〇年（〇〇年前）から、農地転用の許可の手続きを怠り、〇〇として使用してきたことから、これを是正する必要があるため、今回、始末書添付による申請となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 2 号については、決定し、許可書の交付をして参ります。

つぎに、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法第 5 条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地を取得、または借りて、農地を農地以外に転用するものであります。

今月は、所有権移転が 2 件、賃貸借が 1 件、使用貸借が 1 件、一時転用が 1 件の、合計 5 件であります。

議案書 5 ページの 1 番、地図は、7 ページの 5 条 NO.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、北面は宅地、西面は道路、南面は農地となっており、農地区分は、第 1 種農地、不許可の例外、周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断いたしました。

譲受け人は、申請地の〇側の〇〇を所有しており、その〇〇に譲受人の〇〇の家を建てる予定であります。宅地に入る進入路が狭いため、申請地を取得し、車が通行できる進入路を確保したいとのことであります。

なお、進入路は砂利、碎石で仕上げ、雨水は浸透処理とする予定であります。

続きまして、議案書 2 番、地図は 8 ページの 5 条 NO.2、NO.3 をご覧ください。

地図は、向かって左側の NO. 2 が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、西面、北面は農地、南面は宅地となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断いたしました。

譲受け人は、〇〇を〇〇所有し、〇〇の〇〇を行っておりますが、申請地は、立地条件に適しており、〇〇が見込まれるため、申請地と申請地に隣接する〇側の〇〇を取得し、宅地部分も併せて、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は、〇戸分の〇階建ての〇〇住宅を〇棟建てる予定であります。

なお、雨水は浸透処理とし、下水は、申請地〇側の国道に設置してあります公共下水道管へ接続いたします。

続きまして、議案書 3 番、地図は今見ていただいております、向かって右側の NO. 3 が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は宅地、西面は甲府市道、南面は道路、北面は農地及び宅地となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断いたしました。

借り人は、隣接する地域で、〇〇を経営しておりますが、〇〇により、現在の〇〇だけでは〇〇ため、申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後の〇〇には、〇〇に使用する、〇〇、また一部〇〇としても使用したいとのことであります。

なお、敷地は碎石で仕上げ、雨水は地下浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書 6 ページの 4 番、地図は 9 ページの 5 条 NO.4（一時転用）をご覧ください。

この案件は、一時転用の案件になります。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面は道路、西面は農地、北面は農地及び宅地となっており、農地区分は、第1種農地、不許可の例外、周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断いたしました。

借り人は、〇〇内で、〇〇を〇〇しており、甲府市の〇〇に登録がある業者であります。現在の〇〇を返却しなければならないことから、申請地を一時賃借し、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は〇〇、また〇〇予定であります。

なお、一時転用期間は、〇年の令和〇年〇月〇日までの約〇年〇であり、終了後は、農地に復元して返すこととなっております。

また、敷地は再生等で仕上げ、雨水は浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書5番、地図は10ページの5条NO.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は宅地、西面、北面は農地、南面は甲府市道となっており、農地区分は、第1種農地、不許可の例外、周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断いたしました。

借り人は、貸し人の〇〇であります。〇〇の現在の住宅が手狭となったため、〇〇近くの〇〇の農地を使用賃借し、自己用住宅を建築したいとのことであります。

転用後は、〇階建て住宅を〇棟建てる予定であります。

なお、雨水は地下浸透により処理し、下水は申請地南側の甲府市道に埋設してある公共下水道管へ排水いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。議案第3号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第3号については、決定します。

この議案のうち、1,000㎡以上の案件については、許可相当ということで、県農業会

議に諮問して参ります。

それ以外の案件は 1,000 ㎡未満の案件ですので許可書を交付して参ります。

次に報告第 1 号から第 5 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書 7 ページは、先月の総会案件のうち、農地法第 5 条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

8 ページから 15 ページまでは、2 月 16 日から 3 月 12 日までに受理しました、相続等の 3 条の届出や、市街化区域における農地法第 4 条、5 条、また耕作土搬入の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 5 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

次に、議案第 4 号令和 6 年 4 月告示分農用地利用集積計画についてと関連がありますので、報告第 6 号農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

なお、審議に先立ち、議案第 4 号の利用権設定の 23 番の案件は、〇〇委員が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第 4 号のうち、利用権設定の 23 番を除いた案件及び報告第 6 号について、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第 4 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転 3 件、新規設定 18 件、再設定 8 件、計 29 件の申し出がありました。

議案書 16 ページの表は、所有権移転です。

〇〇、〇〇、〇〇地区からの申出がありまして、合計面積は〇㎡です。

議案書 18 ページの表は、新規設定です。

〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇地区からの申し出があり、合計面積は 20,215 ㎡です。

中段の表は、令和 6 年度の目標面積 118,600 ㎡に対し、設定面積は 20,215 ㎡、達成

率は 17%です。

続いて 19 ページの表は、再設定です。

〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇地区からの申し出があり、合計面積は 13,098 m²です。

中段の表、令和 6 年度の目標面積 389,400 m²に対し、設定面積は 13,098 m²、達成率は 3%です。

20 ページ 1 番から 25 ページ 18 番は新規設定です。

26 ページ 19 番から 28 ページ 26 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者の案件を読み上げさせていただきます。また、27 ページ 23 番は委員案件となっていますので、後ほど審議をお願いします。

まず所有権移転の案件を説明します。1 件目を説明します。17 ページ 1 番をご覧ください。

譲受人は、市内在住の〇〇歳で年間に〇日間、農業に従事しており、甲府市内で〇m²を耕作しています。当該農地は、〇〇に隣接する農地の一部であり、〇〇のため、所有権移転をすることになりました。利用目的は〇〇の栽培です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

2 件目を説明します。17 ページ 2 番をご覧ください。

譲受人は、市内在住の〇〇歳で年間に〇〇日間、農業に従事しており、甲府市内で〇m²を耕作しています。当該農地はこれまで借りて耕作していましたが、今後も引き続き耕作を行うため所有権移転をすることになりました。利用目的は、〇〇の栽培です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

3 件目を説明します。17 ページ 3 番をご覧ください。

譲受人は、市内在住の〇歳で年間に〇〇日間、農業に従事しており、甲府市内で〇m²を耕作しています。〇〇のため、所有権移転をすることになりました。利用目的は、〇〇の栽培です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて新規就農者の案件を説明します。

1 件目を説明します。20 ページ 2 番と、21 ページ 6 番をご覧ください。

借り手は、市内にお住まいの〇〇歳で、新規就農者です。〇〇年から〇〇年まで山梨県立農業大学校に通い〇〇、〇〇などの栽培技術を習得しました。〇〇が農業を営んでいます。別経営とするとのこと。当該農地では〇〇を栽培する予定です。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。なお、この方は令和〇年〇月に県主催の新規就農相談会にも見えられた方です。

2件目を説明します。22ページ8番をご覧ください。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、新規就農者です。これまで〇〇年ほど〇〇を行い、〇〇からの指導を受け〇〇栽培の技術を習得しました。本人は〇〇ですが、〇〇も一緒に経営をしていくとのこと。当該農地では〇〇を栽培する予定で、農産物は〇〇をする予定です。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

その他につきましては、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書29ページから30ページをご覧ください。

今月は5件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上でございます。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

所有権移転の案件及び新規の利用権設定の案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、所有権移転の1番の案件について、里垣地区 宮川委員から補足説明をお願いします。

○里垣地区（宮川委員）

宮川でございます。今事務局から説明のあった通りでございます。当人は〇〇委員も〇期務められ、地区でもリーダーシップを取っており、将来も安心して農業に取り組んでいただける方と考えます。以上でございます。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

次に、所有権移転の2番の案件について、山城地区米山職務代理から補足説明をお願いします。

○山城地区（米山職務代理）

山城地区の米山でございます。事務局の説明通りであります、〇〇にも双方が〇〇しており全く問題はないと考えます。以上です。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

次に、所有権移転の 3 番の案件について、上曽根地区芦沢委員から補足説明をお願いします。

○上曽根地区（芦沢委員）

先ほど事務局より説明があった通りであります。譲り受け人は認定農業者であり、間違いのない方だと考えております。以上でございます。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の 2 番と 6 番の案件について、甲運地区小松委員から補足説明をお願いします。

○甲運地区（小松委員）

事務局説明の通りで、当人は農地を探しており、やっと見つかり、〇〇が以前農業をやっていたことと、当人の〇〇も熱心で〇〇を見守っていきたいと言っております。本人には面談も行っておりませんが、近々に面談も行なおうと思っております。以上です。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

次に、利用権設定の 8 番の案件について、山城地区野澤委員から補足説明をお願いします。

○甲運地区（野澤委員）

事務局の説明の通りですが、〇〇ですがこれまで〇〇年間〇〇をしており、〇〇されていますが、〇〇にも提供されていきました。本人も意欲的に取り組んでおり、お話をしてもとても元気で問題なく耕作されており問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。

こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいた

します。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第４号の案件のうち利用権設定の２３番を除いた案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。

賛成多数ですので、議案第４号の案件のうち利用権設定の２３番を除いた案件について、決定して参ります。

報告第６号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

それでは、〇〇委員のご退席をお願いします。

【 〇〇委員 退席 】

議案第４号のうち、利用権設定２３番の案件について、審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

２７ページ２３番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらでも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第４号のうち、利用権設定２３番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。

賛成多数ですので、この案件について、決定して参ります。

それでは、〇〇委員はご着席をお願いします。

○議長（柿嶋会長）

次に議案第５号「令和６年度 甲府市農業委員会 活動基本目標」議案第６号「令和６年度 甲府市農業委員会 年間事業計画について」、また関連がありますので報告

第7号「令和6年度 農地調査日程、総会日程」も併せて、事務局より説明してください。

○事務局（清野係長）

基本目標ならびに事業計画については、2月16日に運営委員会を開催し、承認を得られましたので、本日提案させていただきます。

それでは、議案書31ページ、令和6年度 甲府市農業委員会 活動基本目標をご覧ください。

全文の朗読をもって、提案とさせていただきます。活動基本目標は項目のみ読み上げます。内容についてはお読み取りをお願いいたします。

本市の農業は、担い手の高齢化や後継者不足など農業就業者の減少をはじめ、農地のかい廃や遊休農地等の増加、さらには、イノシシ、シカやカラス等の野生鳥獣被害が拡大するなど、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況下におかれております。

さらに昨年は、ロシアのウクライナ侵攻等による農業生産資材の価格高騰や地球温暖化の進行が一因となる記録的猛暑に加え、県内で相次ぐ農作物の盗難被害など、社会的・経済的な課題が深刻化する様々な情勢が、今後の農業にどのように影響していくかについて、予断を許さない状況にあります。

このような中で、令和6年度における甲府市農業委員会は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が一体となり、主たる任務である「農地等の利用の最適化の推進」により、農地の利用集積・集約化、遊休農地等の発生防止・解消、新規参入を促進するとともに、農業後継者や新規就農者をはじめとする多様な担い手の確保・育成にあたっては、継続して営農できる環境を維持することを、地域ぐるみで取り組んでいくことが求められており、新規就農者を誘致するとともに、相談や事業承継のマッチングに加え、担い手が自立していくための育成と定着支援を図っていくこととします。

また、「地域計画」の策定には、各地域の農業者との連携を図りながら、農地の出し手・受け手の意向や目標地図素案等の作成、地域の話し合いへの参加などの役割を果たし、地域ごとの地域計画を策定していきます。

今後とも農地制度の堅持、農地データの適切管理、農業委員会だよりの発行、農業行政への提言などを実施しながら、農地の保全と地域農業の振興に努めるため、次の5項目を本年度の活動基本目標に定め、取り組んでいきます。

- 1 として「農地法等の所掌業務の適正な執行」
- 2 として「農地等の利用の最適化の推進」
- 3 として「多様な担い手や新規就農者の育成支援の強化と定着支援」
- 4 として「意見書等の提出並びに情報伝達活動等の実践」
- 5 として「その他農業委員会業務の推進並びに充実」です。

次に、議案書33ページ、令和6年度甲府市農業委員会年間事業計画をご覧ください。主な計画を説明いたします。

5月には、北・中・南の各ブロックにおいて、ブロック会議を開催し甲府市及び山梨県

への意見書の取りまとめを行います。

6 月には、農業委員会だより第 84 号編集委員会を開催します。

7 月には、令和 7 年度山梨県農業行政施策に関する意見書の提出をいたします。

8 月には、農業委員、農地利用最適化推進委員互助会総会や、農業委員、農地利用最適化推進委員合同懇親会を開催します。

9 月には、農地利用状況調査を行います。

10 月には、令和 7 年度甲府市農業行政施策に関する意見書の提出や、農地台帳調査を行います。また、農業委員は、第 49 回甲府市農林業まつりへ参加します。

11 月には、農業委員及び農地利用最適化推進委員の視察研修を実施します。

12 月には、農業委員会だより第 85 号 編集委員会を開催します。

1 月には、「1 年間で、ひとり 1 箇所遊休農地の解消を強力に進める」を目標としたので、担当地区の委員が、対象農地の家へ直接訪問し、遊休農地解消に向けての面談を行います。互助会関係では、農業委員会としての新年会を行います。

2 月には、農地銀行運営委員会及び農地銀行推進員会議の開催また、第 2 回運営委員会を開催し、翌年度の基本目標（案）、年間計画（案）を策定します。

つぎに、議案書 35 ページ報告第 7 号、令和 6 年度 農業委員会定例総会日程をご覧ください。

総会については、月末を除く平日の午後 2 時から開催いたします。備考に丸が付いている月は、最適化推進委員にもご出席いただく予定です。

会場については、「南公民館」を基本とします。8 月と 1 月は懇親会や新年会を行う予定ですので会場、時間に変更となります。総会の日程や時刻など変更する場合は、改めて通知いたします。

次に、議案書 36 ページ、令和 6 年度 農地調査日程をご覧ください。

A 日程は、千代田、相川、中道、大里の各地区、B 日程は甲運、玉諸、里垣、山城の各地区、C 日程は、市街化区域となっております。このうち、A 日程の中道地区、B 日程の玉諸地区、山城地区は、ほぼ毎月農地調査がありますので、予定をしておいてください。それ以外の地区は、農地調査がある場合、ご連絡いたします。

説明は以上です。

○議長（柿嶋会長）

来年度の目標と、計画が事務局より説明がありました。採決をさせていただきます。

議案第 5 号「令和 6 年度活動基本目標」、議案第 6 号「令和 6 年度年間事業計画」に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、決定してまいります。

また、報告第 7 号 「定例総会日程、農地調査日程について」は、既に会場の予約をしてあります。変更があった場合は事務局から連絡がありますが、ない場合は、この日程の通りといたしますので、ご承知おき下さい。

つぎに議案第 7 号甲府市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、審議いたします。それでは事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

甲府市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について説明いたします。

基本的な考え方として、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

甲府市における農地の形態は、平地と中山間地に加え市街地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

また、盆地特有の状況を呈し、年間を通じ降水量は比較的少ない一方、日照時間は多いため果樹栽培に適し、特にブドウ・モモ・スモモ・ナシ等の栽培が盛んであります。野菜においてはトウモロコシ・ナス・ハウスイチゴなどが栽培され、収益性の高い作物を水稻と合わせた複合経営をされる農家が存在する。

課題としては都市近郊型農業を意識する中で、生産性の低い中山間地域においては担い手不足に加え高齢化が進み、さらに農家の大半が自給的農家や兼業農家であると同時に、鳥獣被害の増加による営農意欲の減退から、遊休農地が発生し耕作放棄地の解消が進んでいないのが現状である。

担い手への農地利用の集積・集約化を図り農地の確保を図るためには、認定農業者をはじめとする半農半Xを実践している多様な担い手の確保を含めて「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定された農業の計画）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。また、遊休農地の解消のためには意向調査を実施し、本人の意思確認による取り組みを行うことも必要と考えられる。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、甲府市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する山梨県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する甲府市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえたものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

次に具体的な目標、推進方法及び評価方法がありますが、1として遊休農地の発生防止・解消、2担い手への農地利用の集積・集約化、3として新規参入の促進を掲げ

させていただきました。それぞれ目標につきましては、表記載の通りであります。ご審議をお願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

何かご質問がありましたらお願いいたします。

《 意見・質問無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第7号について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、議案第7号については決定してまいります。

次に議案第8号「令和6年度最適化活動の目標」について、審議いたします。それでは事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

令和6年度最適化活動の目標であります、（1）農地の集積

【課題】担い手の高齢化及び後継者不足による離農、農地の不整形や傾斜地などの立地的課題、転用を期待する農地所有者の意向などが原因で集約が進まない。

【目標】農地の集積目標面積：33ha（令和6年度）

（2）遊休農地の解消

【課題】担い手不足に加えて、農業用施設の老朽化及び未整備による営農環境の悪化、中山間地域における鳥獣被害の増加による営農意欲の減退、農地の不整形や傾斜地などの立地的課題などが原因で遊休農地が発生している。

【目標】遊休農地の解消目標面積：2.14ha（令和6年度）

*令和5年度農地利用状況調査、令和5年度～令和14年度までの解消目標面積は19.26ha”

（3）新規参入の促進

【課題】新規参入者数、新規就農相談件数とも増加傾向にあるが、就農にあたっての栽培技術の習得、農地や機械の確保には、一定程度の長期の研修、地域農業者等との信頼関係の構築、資金の調達等が必要であり、容易ではない。

また、新規参入者に集積される農地は斜面等の条件不利地が多く、作業効率が悪いため、経営安定に向けた規模の拡大が進みにくい。

【目標】新規参入目標面積：4.75ha（農地所有者の同意を得る面積）

*「新規参入の促進面積」とは、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積で、直近3年度の権利移動面積の平均の一割以上となります。

1人あたり1,351㎡ ≪50,000㎡を37人〔農業委員19人、農地利用最適化推進委員18

人] で、

②最適化活動の活動目標

(1) 1人あたりの最適化活動を行う日数目標：10日/毎月

(令和3年度全国農業委員会会長代表者集会より)

(2) 活動強化月間の設定

取組時期 令和6年12月～令和7年2月

(3) 新規参入相談会への参加

【目標】

参加回数 1回

参加者数 2名(令和5年度の実績より)

取組内容 新規就農をする予定の方、新規就農をした方からの相談への対応
説明は以上でございます。

○議長(柿嶋会長)

事務局から説明が終わりました。

こちらでも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 意見・質問無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第8号について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、議案第8号については決定してまいります。

○議長(柿嶋会長)

以上で予定していた案件は終了しますが、他に何かありますでしょうか。

○(佐々木委員)

利用権設定の貸借について、以前はブロックごとに、まず説明して頂いていたと思いますが、最近は新規の方しか行わないのでしょうか。

○事務局(牧野係長)

農地調査の際だと思いますが、令和元年度途中から説明する対象を省略させていただいた経過がありますが、現在は中間管理機構を使う場合においても新規就農者のみ説明させて頂いております。

○（佐々木委員）

今、新規の方を探すのは苦勞しているところですが、周りで見ている方が本当にやっ
て行けるのか心配になることがあります。出来ればブロックごとに話をして、というの
も経営的にやっていけるのか心配になりますことがありますので、まずブロック会議で
議論していただければと思います。また執行部会議等で検討をお願いします。

○議長（柿嶋会長）

佐々木委員のお話の趣旨は分かりました。また事務局と話をしますが、一般的に言え
るのは、農地銀行等で相互に合意にした契約に対し、ブロック会議で云々とは出来ない
と思います。必要があれば、本人より話を聞いたりして、改めて事務局と相談させても
らいます。

○（芦沢委員）

冒頭、会議に入る前に、総会資料は個人情報我问われるので机の上に置いて行っ
て下さい、という話がありましたが、資料の中には個人情報が無い部分もあると思
います。それについても持ち帰りが出来ないのか、その点について伺いたいと思
います。

○議長（柿嶋会長）

皆さんの意見も色々あると思いますが、資料を持ち帰らないと、その経過等が分
からないということがあると思います。ただ、この経過に至るまでは色々な経過があ
ったと思いますので、事務局より説明をお願いします。

○（山本事務局長）

会長がおっしゃる通りであります。活動に対して必要だと思いますので、再度調
査させていただきたいと思
います。

○（西名委員）

この問題は、私が会長職であった時にこういう形になりました。全国農業委員
会では不祥事がありました。このことから農業委員会に対して守秘義務違反が問
われました。恐らく、県も県下各市町村も同等だと認識しています。我々は農
家の方から信頼されなければならず農地を守る立場であるので、甲府市もそれ
に倣ってこういう形をとったところ
です。ご指摘があった、持ち帰っても問題がないものは別として、この問題に
関しましては、そんな背景がありました。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。今、前会長の西名委員から経過の説明がありました。改
めて各関係機関等調査を行う中、検討したいと思
います。

○議長（柿嶋会長）

他に何かありますか。

《 意見・質問無し 》

6. 総会閉会宣言

それでは以上を持ちまして、3月定例総会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後4時45分 閉会